

第 6 章

インドの経済自由化と企業関連法

I 経済自由化の背景

1. 経済危機と改革の始まり

1991年前半期に、湾岸戦争に起因する石油価格急騰の影響を受け、インドは経済危機に見舞われた⁽¹⁾。対外的には、外貨準備が極端に低下し、債務危機が表面化した。同年6月外貨準備はわずか2週間分の輸入額にしか相当しない238億3000万ルピーであった。また国内では、インフレ率が上昇し、2桁に達した。その背景には、80年代から顕著になった財政赤字により、インフレが慢性化していたことがあった⁽²⁾。

このような経済危機のなか、1991年6月に誕生した国民会議派のラオ政権は、就任直後に、IMFから25億ドルを借り入れ、国際収支と財政収支の改善を目指して、新経済政策を導入した。IMFの経済安定化(stabilization)プログラムと、世銀の構造調整(structural adjustment)プログラムにほぼ沿う形で、経済自由化政策に着手したのである。このようにしてインド経済は、独立以来の公共部門主導の輸入代替工業化戦略を離れ、価格を資源配分の指標とする市場経済重視へと、抜本的な政策変更を行った。

一般に安定化政策は、短期的、需要サイドのビジョンに立ち、マクロ政策にかかわる⁽³⁾。その基本的な目的は二つある。(1)収支バランスの崩壊状況を

一掃すること、(2)インフレを抑えること。この目的を達成する手段は政府の財政政策と中央銀行の通貨政策であり、特に政府の需要を抑制し、購買力と需要の水準を下げる。このような需要抑制策は通貨の切下げを伴うことも多い。インドでは、2度にわたってルピーを大幅に切り下げ、タイトな通貨政策と財政政策を採用することになる。

一方、構造調整プログラムは、中期的なビジョンに立ち、サプライサイドの政策にかかわる。その目的は二つある。(1)非貿易品目から貿易部門へ資源を再配分し、同時に公共部門から民間部門へ資源を移すこと。(2)経済の開放性を高め、かつ国家介入を抑え民間のイニシアティブを重視し、インセンティブと制度の構造を改革すること。実際に、インドでは大幅な規制緩和が実施されることになる。本章の対象とする法改革に密接にかかわるのが、経済自由化のこの側面である。

ところで、なぜこのような大きな政策転換が基盤の弱い政権の下で可能だったのか⁽⁴⁾。第1に、前述したように、直接的な原因として財政・外貨危機があげられる。外貨不足の慢性化、輸出競争力の低迷、輸入資材の不足、財政赤字によるインフレ基調の持続などの長期的要因に加え、湾岸戦争、石油危機という短期的要因が重なった。第2に、従来の統制保護体制の矛盾がそれほど深刻化していたからである。事業の開始、展開、撤退などあらゆる側面をとらえて規制が行われていたため、一方で競争原理が働かず生産コストは高くなり、他方で規模の経済をインド企業が享受できず生産能力も伸びなかった。また、規制の手続きは複雑かつ非効率で、過保護でもあり、大企業の関心は生産性の向上ではなくライセンスを得られるかどうかであり、当然癒着や汚職を生んでいた。

2. インド経済の現状と本章の課題

1991年以後、国民会議派、統一戦線、インド人民党とめまぐるしく政権党が交代してきたが、経済自由化政策は現在まで概ね着実に進んでいるといっ

てよい。実際にも、外国資金の流入、輸出の増大が顕著であり、工業生産も活発化して、インドは良好な経済パフォーマンスをみせていた。しかし、96年以降かげりもみえている⁵⁾。輸出が急速に減少する一方で輸入が急増し、再び貿易赤字が拡大している。同時に工業生産増加率も低下し、財政赤字問題も依然解消されてはいない。

さて、インドにおける1991年経済危機の原因や、IMFおよび世銀の政策パッケージそれ自体について、さまざまな意見があり、そのスタンスの違いが経済自由化政策に対する評価や立場の違いに反映する。さらに経済自由化政策が、インドのかかえてきた国際収支問題や財政赤字によるインフレ問題をそもそも解決するものなのか、という問題がある⁶⁾。しかし、このような問題を直接かつ包括的に扱うことは本章の課題ではなく、また筆者の能力を超える。

本章の目的は、経済自由化に伴って行われた法的な諸改革、特に企業活動に関連する諸法の改革をフォローし、かつ経済自由化においてその果たす役割を明らかにすることであり、同時にその内包する特徴や問題点を探ることにある。

この観点から、本章の構成は以下のごとくとする。第II節では、経済活動に関連する諸法が、憲法などのより大きな法的な枠組みのなかで、どのように位置づけられるかを整理する。第III節では、経済自由化に伴って行われた諸改革の法的な側面を、それぞれ検討する。もちろん、金融、産業、貿易・為替、民営化、税制、農業など多くの領域が対象となりうるが、ここでは、産業政策、貿易政策、競争政策という三つの観点から法分野を整理し、ある程度対象を絞って、具体的な法を取りあげることにしたい。

II インド憲法と企業関連法

1. 企業関連立法の概観

まず、1991年の経済自由化以前に、企業の活動に関連する諸法が、どのように存在していたかを、時系列的に素描しておこう⁽⁷⁾。

17世紀以来、東インド会社による支配の拡大とともに、イギリスの司法制度が徐々に導入されていった⁽⁸⁾。ただし、今なお重要な諸法ないしその原型が現われたのは、1857年にイギリス政府が直接に統治しはじめてからである。例えば、1860年制定のインド刑法 (the Indian Penal Code, 1860) や1872年制定の契約法 (the Contract Act, 1872) は現行法である⁽⁹⁾。そのうち、企業を直接の対象とする主な法律はインド会社法 (the Indian Companies Act, 1866)⁽¹⁰⁾ であり、また中央銀行を設立するインド準備銀行法 (the Reserve Bank of India Act, 1935) が若干の規定を企業の金融活動統制のためおいていた。

大きな変化が起こるのは、第二次世界大戦においてである。物資の欠乏に直面したため、立法をとおして私的な活動を統制する必要が生じ、価格や物資の配分などにかかわるさまざまな統制が、インド防衛法 (the Defence of India Act, 1939) の下で確立された⁽¹¹⁾。さらに、1947年に政治的な独立が果たされると、同時に経済的な独立も目指され、経済における国家の役割が重視された。その結果、インドは統制色の強い混合型経済の方向へ明確に進みはじめる。

外国為替や貿易については、インド防衛法に基づくインド防衛規則 (the Defence of India Rules, 1940) の規制が、外国為替(規制)法 (the Foreign Exchange (Regulation) Act, 1947) と輸出入(統制)法 (the Import and Export (Control) Act, 1947) に引き継がれた。

また、資本市場を監視し統制するため、資本発行(統制)法 (the Capital Issues (Control) Act, 1947) が制定された。さらに、証券契約(規制)法 (the

Securities Contracts (Regulation) Act, 1956) が証券取引を規制する趣旨で制定された。

産業に対する規制としては、産業（開発および規制）法（the Industries (Development and Regulation) Act, 1951) によって、産業ライセンス制度が導入され、独占および制限的取引慣行法（the Monopolies and Restrictive Trade Practices Act, 1969）が私的独占を統制するため導入された。その後、1970年代に石油ショック以来の経済停滞を経て、80年代に部分的な経済自由化が目指されるなかで、企業経営の悪化現象が多発するにいたり、経営破綻工業会社（特別規定）法（the Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985）が制定された。

独立以後に限っていえば、大きく分けて二つの時期に分けることができる。1948年から80年頃までの、政府による統制色の濃い経済政策が展開された時期と、80年代以降の、経済自由化が進められた時期である⁽²⁾。

前者はさらに1965年頃までの高い成長率を維持した時期と、それ以降の経済停滞期に分けられる。この時期の特徴は、イギリスから引き継いだレッセ・フェールを支える実体法・手続法が徐々に変更され、実体法では市場よりも政府、手続法ではルールよりも行政部の裁量が重視され、それが諸法にも反映していった。

1980年以降の時期については、経済を立て直すために経済自由化政策が採用され、実体法の分野では市場指向、手続法の領域ではルールに基づいた政府の活動が指向されている。後述するように、91年以降はこの方向がさらに顕著に目指されている。

2. 新経済政策の合憲性

よく知られているように、インド憲法は社会主義を指向している。そこで、1991年以来生じている事態について、法的な観点からはどのような議論があるのだろうか。すなわち、市場指向の新経済政策は憲法に抵触しないのか、

少なくとも憲法の目指す方向性とは異なるものではないのだろうか。

この点、新経済政策は憲法の前文、第19条、第38条、第39条などの規定と矛盾し、旧社会主義諸国が行ったような憲法改正を行わないかぎり、法的には支持できない、という強い主張もある¹³⁾。他方でいかなる経済政策も、それが市場指向のものであれ、社会主義指向のものであれ、合憲違憲の問題は生じないという主張もある¹⁴⁾。

テレコミュニケーション・セクターの民営化が挑戦された Delhi Science Forum v. Union of India 事件¹⁵⁾において、最高裁判所は、新経済政策と憲法との関係につき、次のように判示した。

「経済、財政、通信、貿易……などに関する国家政策は議会によって決められるべきであり、議会の議場にある国民の代表者達こそが時の政府により採用された政策を挑戦しかつ問題にできるのである。……これらの政策は司法裁判所においてテストされえない。裁判所は、どのような国家政策が採用されるべきかにつき……意見を表明することはできない。……国の経済発展における政府の役割はどうあるべきか？ 国の資源はどのように用いられるべきか？ 設定された目的はどのように達成されるべきか？ 経済権力の濫用を防ぐセーフガードはどうあるべきか？ 民営化に関する決定が公益にかなうことを確保する説明責任の仕組みはなんであるか？ このような疑問すべては議会により答えられなければならない。」¹⁶⁾

3. 憲法と経済的自由

インドでは憲法があらゆる法の根拠なので、個々の法を理解した評価するには、これをまず検討する必要がある¹⁷⁾。特に、本章の観点からは、私人の経済活動を営む権利がどのように憲法上位置づけられているのか、その権利を制約する根拠はなにか、を分析することが重要となる。

(1) 社会主義的国家と私的な経済活動

現行のインド憲法は、その前文において、「われらインド国民は、インドを主権を有する社会主義的、世俗的、民主制共和国となし」と宣言し、インド政体の目的が社会主義である、ということを示している¹⁰⁰。ここにいう社会主義とは何を意味し、私的な経済活動といかなる関係にあるのか、まず検討しよう。

ところで、封建的な身分関係を廃棄して生れた近代的な市民社会における私人の経済活動の基本は、権利能力平等の原則、私的所有権絶対の原則、契約自由の原則、過失責任の原則である。しかし、歴史的な経験から明らかなことは、人の権利能力が平等であるとしても、実際には人は千差万別であり、これらの原則を貫徹したのでは、社会的に容認しえないような不平等、不公正な事態が生じてしまう、ということである。そこで、あくまでもこれらの原則を前提とした上で一定の修正を加えるのが、自由経済を基本とする現代の諸国家の特徴であり、いわゆる福祉国家にほかならない。

この点、インド憲法の標榜する社会主義も、生産手段の国有化や私的所有権の廃棄まで意味するものではない。最高裁判所の解釈によれば、インド憲法に述べられた社会主義とは、収入や地位、生活水準の不平等を是正し、労働者に十分な生活水準を確保することにあり、その限りにおいて、私的所有権に制約を課すことである¹⁰¹。したがって、法的にみれば、インドは自由経済を基本としており、その上で、経済活動において政府が果たす役割、また私的な経済活動に対して政府が介入する程度が大きかったのだ、と位置づけることができる¹⁰²。

(2) 憲法における経済的自由の保障と制限

憲法は第3編に「基本権」の規定をおいている。これらの規定に違反する一切の法は無効であり(第13条)、基本権を実効あらしめるための提訴権を保障し、令状発給権限を裁判所に与えている(第32条、第226条)。このよう

な大枠の下で、基本権規定のなかに、第19条「言論の自由等に関する一定の保護」が定められている。特にその1項8号は以下のように定める。「すべての市民は、次に掲げる権利を有する。……g いかなる専門的職業を業とし、またはいかなる職業、取引もしくは事業を行うこと」。いわゆる営業の自由が本条項により認められている。

他方で、このような基本権を制約する根拠が、同条6項に規定されている。「1項8号の規定は、ある法律が同号によって与えられた権利の行使を一般公衆のために合理的に制限するものであるかぎり、そのような既存の法律の施行を妨げず、また、国がそのような法律を制定することを妨げるものではない……」。

ここで、経済的自由に対して合理的制限を加えることができる「国」という概念につき、インドの場合、連邦制をとっているので注意する必要がある²⁰⁾。立法権の配分につき、憲法は9編「連邦と州との関係」1章「立法関係」のなかで、連邦と州それぞれの専管事項と並管事項とを定めている（第246条1～3項、付表第7）。これによれば、企業活動の中心である産業統制に関する立法権限は、原則として州にある（付表第7リスト2第24項）。例外は、(1)国防のためまたは戦争遂行のために必要な場合（リスト1第7項）、(2)連邦による統制が公益にかなう場合（リスト1第52項）であり、これらの規定に基づく立法措置がとられてはじめて、産業は連邦の立法権に服する。

ただし、実際には、原則と例外は逆転しているといってよい。ほぼすべての産業に対する規制権限を連邦政府に授権する産業（開発および規制）法は、同法の「付表第一に列挙された産業を連邦の統制下におくことが、公共の利益にかなうことをここに宣言する」（第2条）と規定する²¹⁾。

(3) 経済的自由と国家政策の指導原則

したがって、経済的自由を制限する連邦の立法的措置は、一般公衆のため合理的に制限するものであるかぎり合憲である²²⁾。この経済的自由の制限につき、合理的制約か否かをめぐって判例が蓄積され、判断基準が確立されて

きた²⁴⁾。その判断基準にかかわる考慮事項のなかで、国家政策の指導原則が重要である²⁵⁾。例えば、経営破綻工業会社（特別規定）法第2条は、「本法は憲法39条 b,c 項に定められた指導原則に基づく国家政策に効力を与えるため」のものだと規定している。

憲法39条 b,c 項とは、国家政策の指導原則のうち経済活動にかかわる規定である。「国は、とくに次に掲げる事項を確保する政策をとらねばならない。…… b 社会の物的資源の所有及び管理は、公共の利益に最も役立つよう配分すること。c 経済制度の運用は、富と生産手段の集中が公共に害をもたらすことのないようにすること。」

国家政策の指導原則を定める規定には裁判規範性はない。ただし、法の判定、適用等に際して、基準として重要な意味をもつ（第37条²⁶⁾、第31c条²⁷⁾）。それゆえ、これら国家政策の指導原則に基づく措置が「合理的な制約」の内容を形成することになると、経済的自由に対する制限立法も、この国家政策の指導原則に基づく諸政策を法解釈、運用の指針とすることになる²⁸⁾。このようにして、「合理的制限か否か」という合憲性の判断基準があるにもかかわらず、「国家政策の指導原理」に基づいて発表される計画や決議ないし声明に照らして、経済的自由を制限する連邦立法は、その合憲性を実質的には判断されることになる。

もちろん、国家政策指導原則に基づいた立法措置による経済的自由の制限について、チェックがないわけではない。司法部は繰り返し、そのような立法の合憲性を判断できると判示している。例えば、ある州法に基づく経済活動への規制が憲法の経済的自由の保障に反するという理由で挑戦された1996年の事件において、同法が国家指導原則を実施するためのものだと宣言されていたとしても、裁判所は実質、内容がそうであるかを判断できると最高裁は判示している²⁹⁾。

III 経済自由化と法改革

はじめに

1991年以來の経済自由化により、私的な経済活動に対するさまざまな規制の緩和が緊急の課題となった。規制の存在理由や態様は千差万別であったが、ほぼ全面的な見直しが進んでいるとあってよい。規制の態様を整理すると、参入を規制する手段としては、登録、許可、資格、株式取得、公的独占、特許などがあり、事業の活動を規制する手段としては、許可の取消し、立入検査、緊急措置、改善命令、営業時間規制、さらに独占・寡占にかかわる規制、輸出入規制などがある。これらのうち、顕著に改革の対象となっているのが、参入に関する規制全般と、独占・寡占にかかわる規制、輸出入規制である。以下、本節では、産業政策、貿易政策、これに競争政策という三つの視点から法分野を整理して、個々の法を論じる⁽³⁰⁾。

1. 産業政策と法改革

(1) 産業政策

1991年7月24日に産業政策声明が発表された⁽³¹⁾。この内容を整理すれば、(1)重要産業における公企業の独占を削減し、8分野を除いて私企業に参入を認める。また公企業の政府保有株式を民間に放出する。(2)18分野を除いて産業ライセンス制度を免除する。(3)独占および制限的取引慣行法を改正し、大財閥を規制してきたインド独特の条項を削除する。一方で、公正競争確保の条項は拡充する。(4)外資導入を積極化し、外国為替(規制)法を改正する。外資参加率を51%に引き上げ、自動許可制とする。(5)外資との技術提携を一定条件の下で自動許可制とする。産業部門の法改革は、この政策に沿って進められている。

(2) 産業（開発および規制）法

① 概説

産業（開発および規制）法は1949年に法案として提出され51年に制定、翌年施行された⁶²⁾。これにより産業ライセンス制度が導入され、また56年産業政策決議（Industrial Policy Resolution）により公共部門と民間部門の役割分担の基本方針が宣言された。この産業規制の枠組みを把握するには、縦糸たる公共部門と民間部門の活動領域についての規制と、横糸たる産業ライセンス規制とを、分けて考える必要があり、まず前者にふれておこう。

1956年産業政策決議は全工業を3分野に分割し、多くの領域で、公的独占を導入した。3分野とは、(1)中央政府が独占する分野、(2)国家が漸次参入するが民間部門も活動しうる分野、(3)民間の主導権により開発する分野である。この内容は、法改正によるのではなく、随時発表される産業政策声明や行政措置によって変更され、91年には新産業政策付録1に掲げられている8分野だけが公共部門に留保されることとなり、現在ではさらに4分野のみが公共部門に留保されることとなっている⁶³⁾。

② 適用対象と規制の内容

本法の適用対象は本法付表第1に列挙されており、工業関連の考え得るおよそすべての産業である。ただし、中央政府は適用免除権限を与えられている（第29B条）。産業ライセンスの撤廃や見直しが行われる場合に、この適用免除権限に基づく行政処分により、本法の適用範囲を狭めるという方法がとられてきた⁶⁴⁾。新産業政策を発表した当時は18項目が産業ライセンスの対象となっていたが、さらに12項目を適用から除外し、現在では6項目に減少している⁶⁵⁾。

本法の目的は、経済計画の目標にそって民間部門を誘導する強力な権限を政府に与えることである。主たる規制内容は、(1)既存の産業事業者の中央政府に対する登録義務（第10条）、(2)新規事業の開発、既存事業における新規部門の創設、実質的な事業の拡張、立地の変更を行う場合の、ライセンス取

得義務（第11条、第13条）、(3)新製品の生産を行う場合の、ライセンス取得義務（第11A条）である。

その他に、中央政府は、(1)ライセンスの取消し（第12条1項）、(2)調査、指導権限（第15条、第16条）、(3)企業を接収しまたは管理する権限（第18A条）などの規制手段を与えられている。手続き面でも改革があり、原則として申請から6週間以内に処理されることとなっている。

③ 小規模企業（Small Scale Industries）政策

本法は小規模企業政策に関しても基本法であり、この点は本法の適用範囲という観点から重要である。小規模企業政策の目的は、資源の適正配分や富や生産手段の集中排除を謳う憲法の国家政策の指導原理に基づき、小規模事業奨励策を推進することである。本法は、小規模事業体の振興に資するために、支援措置、適用免除、あるいは他の優遇措置を与えることにより、ひいては失業問題の緩和や資源の適正配分を可能とすることを目的として、優遇を受けるべき小規模事業体か否かの判断を中央政府の専権事項としている（第11B条）。

本法付表第1に列挙された産業に従事する企業は原則的には規制に服する。しかし、小規模企業については、第29B条に基づいて本法の主たる規制の適用が免除される⁶⁶⁾。小規模企業に留保される製品項目リストは、留保項目は当初6項目だったのが、現在では807項目ある⁶⁷⁾。

④ 小 括

第1に、参入や事業活動を規制する産業ライセンス制度の大幅な見直しは、法改正によってではなく、その委任条項に基づく従位立法によって行われている。この点は注意する必要がある。議会によって与えられた強力な規制権限を政府がいまだ保持していることを意味するからである。規制の枠組みとしては、いまだ本法と産業政策決議が構成していると認識してよい。しかし、規制緩和がすすみ、資源配分における価格ないし市場の役割を高めるかぎり、本法は以前ほど重要なものではない。第2に、本法に基づき小規模産業が保護され、この観点から参入規制、事業活動規制が行われているが、この点の

抜本的な見直しはまだ進んでいない。

(3) 経営破綻工業会社（特別規定）法

① 概 説

事業者の経済活動が自由化される場合に、注目されるのは参入の側面であることが多い。しかし同様に、事業者がある市場から自発的に撤退できるということも経済活動を自由化する際の重要な側面である。

この点、インドでは労働者保護ないし雇用確保の観点から、事業撤退や閉鎖、解雇などのいわゆる撤退政策（exit policy）に対して規制があつて容易には行いえなかった。特に1970年代までは、経営の破綻した民間企業が国有化されることも頻繁にあつた。部分的自由化を模索しはじめた80年代に入り、企業赤字がさらに増大し、また国有化し公企業としたところでそれらの企業の赤字が改善されないことも明らかとなり、この種の規制がインド経済停滞の原因の一つとして頻繁にあげられるところとなった。その結果、81年にティワリ委員会（Tiwari Committee）が連邦準備銀行によって設置され、その報告が提出された⁹⁰。同委員会は、司法的ないし準司法的な権限をもつ常設機関を設置して、これに経営の破綻した会社の再建ないし閉鎖に関する最終的な権限をもたせるべきである、と勧告した。このような動きを背景として、85年に経営破綻工業会社（特別規定）法が制定された⁹¹。

② 改正と適用対象

本法は、(1)経営破綻会社（潜在的なものも含む）をタイムリーに探知すること、(2)かかる会社に対して専門的な委員会が措置にあたること、(3)決定された措置を迅速に実施することを目的としており、この趣旨にいつそう適ったものとするため、2度大きな改正を経ている。まず1991年の改正により、公企業も適用対象となった。IMF借款を受けるさいに、多くの経営破綻した公企業がそのまま存続している点が問題とされ、改善を約束した一環である。次に94年の改正では、処理の迅速化が目指され、また経営破綻であるとの認定条件を緩和し、適用対象が広げられた。

本法の適用対象は、産業（開発および規制）法の付表第1に指定された工業事業関連の会社であり⁽⁴⁰⁾、経営破綻会社とは、設立後5年以上経過した会社であって、会計年度末において純資産と同額またはこれを超える累積損失を出したものと定義されている（第2条）。

③ 担当機関と規制の内容・手続き

会社の経営破綻問題を担当するものとして、本法に基づいて設立されたのが、工業および金融再建委員会（Board for Industrial and Financial Reconstruction：BIFR）である。本法は、その構成や資格、任期などにつき詳細な定めを置き、その専門性を確保している⁽⁴¹⁾。

本法に基づく手続きは、経営破綻またはその可能性に関する各会社の取締役会による報告、あるいは中央政府、連邦準備銀行による付託をもって開始される。手続きが開始された場合、BIFRはまず公開ヒアリングを行い、経営破綻工業会社と宣言するか否かを判断する（第17条1項）。宣言した場合の処理には3種類ある。

(1)自主再建は、当該企業が現実的に合理的期間内に累積損失を超える純資産を形成できると判断した場合である（第17条2項）⁽⁴²⁾。(2)幹事機関（operating agency）による再建は、BIFRの最も重要な機能であり、自主再建の失敗も含めて、問題の会社が合理的期間内に累積損失を超える純資産を自ら形成できないと判断した場合に採用される（第18条4項）⁽⁴³⁾。幹事機関は90日以内に再建計画案を策定する。その主な内容は、再建コスト、経営陣の交替、合併、合理化などである⁽⁴⁴⁾。再建委員会は幹事機関から提出された計画案を検討した上で、委員会としての再建計画案を作成し、一定の手続きを経て認められた場合にこれが再建計画となる。(3)会社の閉鎖は、再建が不可能と判断される場合に採用され（第20条1項）、問題の会社が閉鎖されるべきであるとBIFRは所轄の高等裁判所に申し立てる。この場合、高等裁判所は会社法の規定に基づき清算手続きなどに入る。

④ 小括

本法の運用状況を調査したゴスワミ委員会（Goswami Committee）の報告

書（1993年）は、債務不履行ではなく、債務超過を再建手続きの開始事由としているのは極端にすぎ、手続きの開始を遅らせていること、また BIFR が清算ではなく再建を選ぶ傾向があるため、審理や紛争の解決が遅れる、という弊害が生じていることを指摘している⁽⁴⁰⁾。再建偏向は近年みられなくなっているが、手続きの開始事由など法律自体の問題点を解消するために新しい法案が1997年に国会に提出されている⁽⁴¹⁾。

(4) 外国為替（規制）法

① 概説

外国投資政策については、折々発表される産業政策がその基本となってきた⁽⁴²⁾。1991年時点においては、73年産業政策声明が政策的根拠であり、原則として、外国で設立された会社はインド会社にならないかぎりインドでは活動できず、外資のインド会社への資本参加も40%までとされていた⁽⁴³⁾。しかしこれらの政策は91年の新産業政策によって抜本的に見直された。経済自由化は、グローバルな経済制度へインド経済の開放性を高めることを目的の一つとする。公的な規制から産業を開放する一方で、外国投資を促進することが、技術移転やマーケティングの専門性、現代的な管理技術、輸出増大をもたらし、国際的な競争力を高めるとの認識に立ったのである。

インドでは、外国投資を規制する単一の法はなく、いくつかの法令が根拠となっており、最も重要なのが外国為替（規制）法（the Foreign Exchange (Regulation) Act, 1973 : FERA）である⁽⁴⁴⁾。

② 改正の趣旨

1947年に旧外国為替（規制）法が制定された当時、その目的は、外国為替および証券における特定の支払いを規制し、通貨および金の輸出入を規制することであった。しかししだいに、支店や子会社の形でインドへ外国資本が参入すること、インドにおける外国人の活動、外国人による不動産の取得、インド人の海外における活動なども、外国為替資源の有効な保護のために規制する必要が生じた。その結果、73年の現行法は、外国為替に関する規定と

外国投資に関する規定の二つの部分からなる。

中央政府がインドの経済を開放する政策を採用したときに主に問題となったのは、FERAの外国投資にかかわる規定である。これらの規定は基本的に授權立法規定なので、まず政府は行政措置によって規制を骨抜きにした。しかし、これらの措置は制定法にある規定自体が破棄されないかぎり、いつでも変更可能である点、外国投資家が魅力を感じないとの観点から、1993年1月8日にオルディナンスが発され、若干の修正を経て、93年4月に修正法が成立した。以下、本法の外国投資にかかわる規定を主に検討する。

③ 規制の内容

新産業政策は、外国投資を連邦準備銀行から自動承認を受けるものと、外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board) から事前の承認を要するものに分類した (新産業政策付表3)。外資がインド国内で事業活動を行う場合の規制では、支店等の開設、代理人の活動、不動産の取得などにつき改正された (第28~31条)。これらの点につき、外国会社同様に規制されてきた、外国投資が40%を超えている内国会社 (FERA 会社) については、農業とプランテーションに従事するものを除いて、どんな内国会社であるかを区別しないこととなった。外国会社についてもこの点、規制緩和がなされている。出資に関する規制も改革され、原則として100%まで可能となった。いずれの場合も担当機関による事前の承認が必要であり、自動承認となるものと、アドホックの承認が必要となるものがある。現在、自動承認となるものは、(1)50%までの出資率の場合はすべて、(2)51%までの場合は50業種、(3)74%までの場合は9業種である。投資分野に関する規制は本法ではなく産業 (開発および規制) 法に基づく⁵⁹⁾。

その他の改正では、インド非居住者の資産移転 (旧第11条)、外貨決済 (旧第12条)、証券の管理 (旧第21条)、外国証券の中央政府による獲得 (旧第23条) などの規定に基づく規制が撤廃された。

担当機関は、(1)優先産業分野に属し自動承認が認められる外国投資についてはインド準備銀行、(2)自動承認に該当しない外国投資、100%輸出志向

型企業の設立については、工業省工業承認局 (Secretariat for Industrial Approvals), 外国投資促進委員会, (3)輸出促進区については、輸出促進区長官 (Development Commissioner, Export Processing Zone) である。

④ 小 括

改正後も、外資規制は着実に緩和されてきたが、さらに1997年2月には、大蔵大臣が外国為替 (管理) 法 (Foreign Exchange (Management) Act) を外国為替 (規制) 法に置き換えると述べた。その趣旨は、1993年の改正は73年法の原則規制という目的まで改めたわけではなく、原則自由、例外規制に改めることが必要だという点にある⁶⁰⁾。

(5) 独占的および制限的取引慣行法

① 概 説

経済自由化を目指す産業政策声明は独占的および制限的取引慣行法の改正を明言した。ところで、インドにおけるいわゆる独禁法の制定は、産業 (開発および規制) 法により導入された産業ライセンス制度の問題点に端を発している⁶¹⁾。独占調査委員会 (Monopolies Inquiry Commission) が1965年にレポートを提出し、産業ライセンス制度は経済力の集中をまねいたと報告するとともに、独禁法案の骨格を提案した。さらに、産業ライセンス政策調査委員会 (Industrial Licensing Policy Inquiry Committee) が69年にレポートを提出し、不透明かつ複雑な規制システムの下で、大財閥と政治家、官僚のなれ合いは除き得ない点を指摘した。そこで、独占的および制限的取引慣行法 (MRTPA) が69年に制定され、翌年施行された⁶²⁾。

こうした背景から、本法は競争秩序の維持というよりは、一部の民間財閥への富の集中と経済力の集中を排除し、政府の経済における主導権を確かなものとすることに力点があり、それゆえにインド独特の大企業に対する参入規制が同法のなかにおかれていたのである。これらの規制が新産業政策で問題とされた。

② 改正の趣旨

本法は何度か改正を経ているが、重要な改正は1984年改正と91年改正である。

1984年改正については、部分的な自由化が進行するなかで、消費者保護を視野に入れ、また参入規制の対象を狭めた点が重要である⁶⁴。これに対して、91年改正は抜本的な改正となった。「(1991年改正法) 目的および理由の陳述」(Statement of Objects and Reasons (1991 Amendment Act)) から要約しよう。

本法の基本にある考えは、産業の成長を阻害しようというものでは決してなく、むしろ公共にとって良い方向へと成長を導き、経済力の集中をもたらさないよう確保したいというものであった。産業の構造がますます複雑となり、また国内市場においてより高い生産性と競争によってもたらされる利点とを確保するために規模の経済を実現する必要が生じて、産業政策の力点は、事業の拡張、新企業の設立、合併、テイク・オーバーおよび役員の任命につき、一定事業者に政府による事前の承認を義務づけることから、独占的、制限的および不公正な取引慣行を統制しまた規制することへと移ったのである。政府の経験によれば、投資決定にかかわる本法の参入規制はついにその有用性を失い、諸プロジェクトの迅速な実施を阻害するものとなっていた。時間のかかる手続きと事前の承認とを要件から削除することにより、社会の生産部門すべてが、生産を最大化する努力に参加することが可能となるだろう。

このような認識を背景に1991年改正は実施されたのである。

③ 改正の内容

いわゆる MRTPA 会社に対する参入規制をおいていた同法第三章(経済力の集中)が改正された。MRTPA 制定当時の、経済力の集中こそが中心問題であり、独占的慣行、制限的慣行はこの集中によっておきるものだという認識を反映して、経済力の集中に対する規制は、同法の核心であった。しかしその多くの規定は1991年の改正により削除されたのである。

第三章は、3節からなっていた。Part Aは、同法が適用される事業者を定義し、新企業の設立、事業の拡張および合併などについての事前認可条項

を含んでいた。Part Bは事業者の分割を定め、Part Cは認可基準などについて定めていた。Part Aは、二つの異なる基準により、MRTP会社を定義し(旧第20条)、その登録義務を定めていた⁶⁵⁾。いずれの場合にも、基準を満たす事業者はMRTP会社となり、事業拡張、新企業の設立、合併、およびテイク・オーバーについて政府の事前の認可が必要とされた。

1991年改正により、旧第20条に基づくいわゆるMRTP会社という概念は廃棄された。それゆえ、登録もはや不要で、新企業の設立や事業拡張などについて、政府による事前認可も不要である。第三章には企業の分割を政府に勧告する委員会の権限を定める規定(第27条)が残っているにすぎない。

④ 小 括

制定以来、本法は構造規制志向であった。高い市場集中が自動的に競争の欠如となる、という前提である。しかし、この前提は他の参入障壁がないかぎり説得力に乏しいこと、また経済権力の集中は反競争的慣行を導くこともたしかにあるが、支配性それ自体はタブーではなく、支配的事業者が行いやすい反競争的慣行に焦点を絞ることのほうがよいこと、などの批判があった⁶⁶⁾。なによりも、本法の第三章自体が参入障壁となっていた。

したがって、1991年の改正は本法の重点を構造規制から行為規制に移したものにほかならない、と位置づけることができるだろう。

(6) 産業政策にかかわるその他の法

産業政策に関連して、1991年の自由化以後、急速に発展する資本市場を監視し統制するための機関を設立するため、インド証券取引委員会法(the Securities Exchange Board of India Act, 1992)が制定され、多くのガイドラインを発し、活発に活動している⁶⁷⁾。また、会社法は、中央政府の統制を可能とするようなインド独特の規定を含んでいる点が経済自由化との関係で問題とされていた。新法の草案も出来ていたが、結局、会社間取引の緩和などを盛り込んだ大統領令が98年10月31日に公布された後に、99年4月1日に改正法が成立し、新法制定にはいたっていない。

2. 貿易政策と法改革

(1) 概説

貿易自由化を目指す貿易政策が1991年7月4日に発表された⁶⁰⁾。その内容を整理すれば、(1)輸出補助金を廃止すること、(2)外貨補償制度を廃止し、代わりに輸出入スクリップを支給すること、(3)奢侈品を除く、資本財・中間財の輸入自由化を3年以内に目指すこと、(4)公企業が輸入の独占をしてきた基礎資材の輸入を漸次私企業に開放すること、(5)3～5年以内にルピーの外貨交換を自由化すること、である。

1991年当時、貿易統制の基本法は、輸出入(統制)法(the Imports and Exports (Control) Act, 1947)であった⁶⁰⁾。同法によって与えられた権限に基づき、政府は輸出統制令(the Export (Control) Order)、輸入統制令(the Import (Control) Order)を公布していた。1992年に新法が制定された当時、有効だったのは55年輸入統制令と77年輸出統制令である。さらに、これらの法令に基づいて年々商務省が出版する輸出入政策(the Import & Export Policy)と輸入手続きハンドブック(the Hand Book of Import Export Procedures)が重要な実務根拠となっていた。インドは、輸入代替工業化政策に基づき、徹底した輸出入管理を行っていたが、その制度的な根拠がこれらの法令であった。

(2) 外国貿易(開発および規制)法

経済自由化は、貿易政策の方針を、原則規制から原則自由へと大きく転換した。また、制度面でも、旧法を新しい法に置き換えることを示唆した。翌年、1992年8月に外国貿易(開発および規制)法(the Foreign Trade (Development and Regulation) Act)が制定された⁶⁰⁾。本法は、47年輸出入(統制)法を廃止し、それに代わるものである。法律を新しくした理由は二つある。第1に、貿易政策の抜本的変化を反映して、法の目的を新たにする必要があ

った。旧法は「輸出入を禁止し、制限しその他の場合には統制する」ものであった(序文)。これに対して、新法は「インドからの輸出を増大させ、またインドへの輸入を容易にすることによって外国貿易を進展させまた規制するため」に定められている(序文)。第2に、規制機関を新たにする必要があった。旧法では、輸出入統制の主たる行政庁は輸出入主任統制官(Chief Controller of Imports and Exports)であった。これに対して、新法では、外国貿易長官(Director General of Foreign Trade)であり、その権限も政府は規則によって定められると規定する(第6条)。その趣旨は、手続きを簡素化し、透明性を高めることにある。

輸入統制が導入された当時は、一部の品目のみが規制の対象となっていたが、1947年の輸出入(統制)法制定とともにほとんどすべての商品の輸入はライセンスを必要とするようになった。これらの品目は、1955年輸入(統制)令付表第1に掲げられ(ITC品目)⁶¹⁾、規制の程度に応じて、毎年発行される輸出入政策のリストに分類された。これに対して、新法の下では、透明性という観点から5年に一度発行されることとなった輸出入政策のネガティブリストに該当しないかぎり、財の輸入は自由であり、ライセンスは不要となった⁶²⁾。

これに対して輸出統制は1977年の輸出(統制)令付表第1に含まれる項目についてのみ規制の対象となり、その他の品目は輸出ライセンスなしに自由に輸出できることが原則であった⁶³⁾。輸出振興がなされていたからである。新法の下でも、輸出入政策のネガティブリストに該当しないかぎり輸出は自由である⁶⁴⁾。

新法に基礎づけられる1992—97輸出入政策、1997—2002輸出入政策、後者を補正した1998—99輸出入政策と、インドは輸入の自由化を進め、輸出の促進を目指す改革を着実に進めている。ただし、これらの改革が広範な委任立法の形式をとっている点については、新法に基づく規制も旧法と変わりはない⁶⁵⁾。さらに、インドは、輸出入にかかわるライセンスの改革と並行して、関税率を徐々に下げている。このように経済自由化以後、貿易も大幅に自由

化されてきたが、WTO体制の下で、輸入数量制限や関税率の点で、インドもまたいっそうの自由化を迫られている。

(3) 貿易政策に関連するその他の法

ここではWTOに関連して議論のある法にふれておこう。第1に、知的所有権の領域では、特に特許法が問題となっている⁶⁶⁾。現行のインド特許法(the Patent Act, 1970)は、原則として物質特許を認めず、方法特許のみ認めているが、TRIPs協定により、1995年から5年または10年以内に物質特許を定めなければならない。第2に、アンチダンピングについては、関税定率法(the Custom Tariff Act, 1975)に根拠があり、同法に基づくアンチダンピング規則が95年にGATTに適合するよう改正された。自由化以前は、徹底した輸入統制が行われていたため、ほとんど適用の余地がなかったが、貿易自由化以後、適用数が徐々に増えている⁶⁷⁾。

3. 競争政策と法改革

(1) 概説

1991年以前にインドには明確な競争政策というものがあつたわけではなく、競争政策という概念についてコンセンサスがいまだあるとはいえないだろう。前述したように、独占および制限的慣行法があつたとはいえ、その主な力点は、大財閥の事業活動への参入を規制することであり、そもそも産業ライセンス制度の露呈した問題点に対処するものとして出発していた。

この点、経済自由化以後、競争政策の必要性に対する認識が浸透しつつある。その理由は、(1)経済自由化により、参入規制や事業活動規制が大幅に緩和され、自由競争の環境が整えられつつあること、(2)これと関連して、規制緩和以来、独占・寡占が進んでいるのではないかという懸念があること、(3)次回のWTOのラウンドで競争政策が取り上げられるという議論があること。これらを反映して、独占および制限的取引委員会(MRTP委員会)は、

1998年のレポートで次のように述べている。「国内および国際市場の双方において競争が激しくなっているいま、自由かつ公正な競争を確保するという MRTP 委員会、唯一の競争法責任機関、の責任は、ますます高まっており、人材および資源の双方において補強されねばならない」⁽⁶⁾。競争政策の核が独占的および制限的取引慣行法であるという認識がうかがえる。以下、競争政策という観点から、同法の規定を検討する⁽⁷⁾。

(2) 独占的および制限的取引慣行法

① 適用の対象と規制の内容

同法第3条は政府所有会社や金融機関に同法の適用がないことを定めている。しかし、1991年9月27日に同条に基づく告示が出され、すべての公共部門企業、金融機関にも適用されることになった⁽⁸⁾。

経済力の集中を規制していた第三章には第27条だけが残っており、企業の分割を政府に勧告する委員会の権限を定める。その他の構造規制もないわけではないが、MRTPA に基づくものではない。第1は、民営化であり⁽⁹⁾、第2は、合併やテイク・オーバーである。後者については、事前認可(第23条)制度が1991年改正により本法から削除され、会社法に移されたが、これに関するインド法は過渡期にある⁽¹⁰⁾。

行為規制としては、独占的取引行為と制限的取引行為と不公正取引行為とがある。1991年改正でこれらの規制は若干であるが執行面で強化された。

第2条i項は、独占的取引慣行を定義する。これは概念的な定義というよりは具体例の列挙であり、2種類に整理できる。(1)不当に高い価格、コスト、利益および品質向上の抑止などパフォーマンス政策にかかわるもので、これらを競争政策の要素としてもりこむ国は他にはあまりない。(2)競争を制限する行為に関するもので、これらは制限的取引慣行とあまり違わない⁽¹¹⁾。

制限的取引慣行とは競争を阻害または制限する効果をもちまたはそのおそれのある取引慣行である(第2条)。委員会に対して登録が必要な具体例が列挙されている(第33条)。ただし、制限的取引慣行それ自体は当然違法で

はない(第38条)。すなわち、インド法は合理性 (rule of reason) テストを採用しており、これにより委員会はある合意が競争を減じる効果をもつか否かを判断できる。これには価格設定、市場分割などの水平的な制限、再販価格維持、排他的取引などの垂直的な制限も含まれる。情報の交換以外は、ほぼ包含されているといつてよい。

不正取引慣行は、消費者保護立法が既存の法には欠けている、というサカル委員会 (Sachar Committee) の勧告によって1984年改正により本法に導入された⁷⁴⁾。第36A条に定義があるが、これは例示的の列挙であつて、これにつきることを意味するわけではない。

② 担当機関および実効性担保規定

M RTP 委員会の構成や資格、任期などについては詳細な定めがあり(第5～7条)、一定の独立性を確保している。その手続きは準司法的なもので、司法手続きとみなされ、委員会は民事裁判所の役割を果たす。委員会の審決に対する不服は最高裁へ上訴する。委員会の決定はさまざまな罰則規定によりその実効性を担保されており、1991年改正ではさらに法廷侮辱罪も追加された。

委員会の権限については、経済力の集中と独占的取引慣行につき、委員会が助言機能、政府が最終的な決定権限をもつのに対し、制限的取引慣行、不正取引慣行については、委員会が差止命令、損害賠償を決定できる。また独占的取引慣行の調査開始は政府からの付託、委員会自らの発意であり、制限的取引慣行の場合、登録義務があること、消費者からの申立てが含まれている点が異なる。

③ 小 括

一般に競争政策には二つの側面がある。構造規制と行為規制である。この点、包括的な競争政策を描く際に、とりわけ行為ではなく市場の構造に関するとき、貿易の自由化のみで十分だとの議論もある。しかし、完全競争市場というものには現実にはない以上、貿易自由化はそれのみで競争政策にかわるものではない。また、行為に関しても、競争を制限するような契約等につい

て、私人のイニシアティブによる訴えの提起があつてはじめて国家権力が発動される民事裁判の形式では、契約当事者等の関係当事者間だけの利益調整となる点、広く市民一般の利益という観点は薄くなる。高度に分業が進んでいる市場経済では、情報の非対象性が著しく、当事者間の利益を越えた公益という観点から、政府による競争政策が必要とされる。経済自由化を進めるインドも例外ではない。委員会が競争政策機関として機能すべきならば、その構造、予算、機能方法などさらなる改革が必要である、との見解もある⁴⁵⁾。

(3) 競争政策に関連するその他の法

競争政策と密接に関連のある政策は、産業政策を別とすれば、消費者政策であろう。インドでは、消費者を保護するための統一的な立法はなかったが、1985年に国連が消費者保護のためのガイドラインを採用するにいたって、いくつかの法律が改正され、86年には消費者保護法 (the Consumer Protection Act, 1986) が制定された。同法は紛争処理機構につき、3種類のフォーラムを設けている。

同法の規制対象には、制限的取引慣行と不公正取引慣行も含まれている。原則として、これらの慣行により被害を受けた消費者は、MRTP委員会に訴えてもいいし、消費者紛争解決機関に事件を持ち込んでもよい。この点、近い将来WTOで競争政策が交渉される可能性も含めて、競争政策と消費者政策をそれぞれどう位置づけて展開していくのか、という問題にインドは直面しつつある。

おわりに

以上検討してきたように、一般に経済自由化以前のインドにおける企業活動を規制する法は、(1)政府の経済政策を支え、(2)企業の経済活動を統制し、(3)発展の負の側面を防止する、という目的をもっていた。インドでは、私的

な経済活動を政府が統制し、また公共部門を重視して、経済発展を目指していたからである。しかしこのような経済政策は大きく変更された。

この点、政策は変更されたにもかかわらず、以前からある法律がそのままの形で存続している例もあり、また、法改正が行われたものもあるものの、その基本的な枠組みは変わっていない例もある。これらの法律は、政策を形成することにつき、委任立法という形で、大きな柔軟性をもたせていたので、法自体は、新しい政策とは異なる目的かつ異なる構想をもつにもかかわらず、新経済政策を基礎づけることが可能であり、また現実に新政策実施のため利用されている。実際、新経済政策は従前からある企業関連法の基本的な構想と相反していることは否めない。しかし、概ね法のレベルにおいても政府の役割や裁量の占める比重は減少していることがみてとれたと思う¹⁾。法改革は一朝一夕になるものではなく、長期的な視点が重要であり、法改革または判例の蓄積を今後ともフォローすることが必要である。

最後に、その他の関連する問題に触れておこう。第1に、司法改革の問題がある。以前からインド司法部は訴訟過多に悩まされていたが、自由化以後その傾向はむしろ進んでいる。1996年に仲裁および調停法 (the Arbitration and Conciliation Act, 1996) が制定された。本法は、1940年仲裁法 (the Arbitration Act, 1940) を置き換えるものであり、この利用、運用は注視される場所である。第2に、労働や環境などの観点から企業の活動を統制する法も経済自由化と密接に関係し、多くの議論がある。これらの側面を今後検討することにより、経済自由化に伴う法改革の全体的な鳥瞰図が明らかになるだろう。

注1) インドの経済自由化政策については、A. Bhaduri & D. Nayyar, *The Intelligent Person's Guide to Liberalization*, New Delhi: Penguin Books, 1996; V. Joshi & I.M.D. Little, *India's Economic Reforms 1991-2001*, New Delhi: Oxford India Paperbacks, 1998. 邦文の文献では、伊藤正二・絵所秀紀『立ち上がるインド経済』日本経済新聞社、1995年；小島 眞『インド経済がアジアを変える』PHP 研究所、1995年；アジア経済研究所『アジア

- 動向年報』(各年度)を参照。
- (2) 大蔵省証券を中央銀行(RBI)が引き受けることにより財政赤字を埋め合わせるという手段をとったために、経済成長なくして、マネーサプライが増大し、インフレが慢性化していた。
 - (3) 経済安定化政策、構造調整政策一般については、Bhaduri & Nayyar, *The Intelligent*……, pp. 30-34参照。
 - (4) ラオ政権の基盤たる国民会議派は衆議院で過半数に達していなかった。
 - (5) 最近のインド経済の動向については、内川秀二「ヴァジパイ政権の課題——インド経済の現状と行方」(『アジア研ワールド・トレンド』第41号, 1998年12月) 29-36ページを参照。
 - (6) この点については、佐藤 宏・金子 勝「自由化の政治経済学——インド国民会議派政権期(1980年~1996年)における政治と経済」(『アジア経済』第39巻第3号, 2-30ページ, 同4号, 47-81ページ)を参照。
 - (7) 以下, V. S. Datey, *Students' Guide to Corporate Laws*, New Delhi: Taxmann, 1998, pp. 1-6を参照。
 - (8) インド法制史については, M. P. Singh, *Outlines of Indian Legal & Constitutional History 7th ed.*, New Delhi: Universal Law Publishing Co. Pvt. Ltd., 1984, pp.153-161.
 - (9) その他, 民事訴訟法(the Code of Civil Procedure, 1859)(現行法は1908年法), 所有権移転法(the Transfer of Property Act, 1882), 刑事訴訟法(the Code of Criminal Procedure, 1898)(現行法は1973年法), インドパートナーシップ法(the Indian Partnership Act, 1932)などがある。
 - (10) 現行法は1956年法である。
 - (11) 同法は後のさまざまな統制法の母胎となる点, 重要なものである。後述する諸法の他にも, 例えば重要物資法(the Essential Commodities Act, 1955)もインド防衛法の規定を受け継いでいる。
 - (12) 時期の区分について, さまざまな考え方がありうるが, ここでは次のものを参照した。Katarina Pistor and Philip A. Wellons, eds., *The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-1995*, Hong Kong: Oxford University Press, 1998, pp.79-83.
 - (13) 例えば, U. Baxi, "Constitutional Perspectives on Privatization," *Mainstream* (6 July 1991); S. S. Singh and S. Mishra, "Public Law issues in Privatisation Process," *Indian Journal of Public Administration*, Vol.40, 1994, p.396.
 - (14) 例えば, Mahendra P. Singh, "Constitutionality of Market Economy," *Delhi Law Review*, Vol.18, 1996, p.272.
 - (15) A. I. R. 1996 S. C. p.1356.

- (16) Id. at p.1359 (para. 5)
- (17) インド憲法については、Durga Das Basu, *Introduction to the Constitution of India 18th ed.*, New Delhi: Prentice-Hall of India, 1997. 邦文の文献では、大内 穂編『インド憲法の制定と運用』アジア経済研究所, 1977年；大内 穂編『インド憲法の基本問題』アジア経済研究所, 1978年；香川孝三「インドの法制度」(山崎利男・安田信之『アジア諸国の法制度(改訂版)』アジア経済研究所, 1982年)；孝忠延夫『インド憲法』関西大学出版部, 1992年；稲 正樹『インド憲法の研究——アジア比較憲法論序説』信山社, 1993年。
- (18) このうち「社会主義的」、「世俗的」という文言は1976年の憲法改正により盛り込まれたものである。改正時の説明によれば、この改正により新たな理念が盛り込まれたのではなく、インド共和国はその成立当初から社会主義的、世俗的な国家であったことを明示したものである。
- (19) *Excel Wear v. Union of India*, A. I. R. 1979 S. C.25 (para.24), *Randhir v. Union of India*, A. I. R. 1982 S. C.879 (para.8), *Nakara v. Union of India*, A. I. R. 1983 S. C. 130 (paras.33-34)
- (20) ここで注意されねばならないことは、1978年の憲法改正時に、(1)財産を取得し、保有し、または処分する自由(憲法第19条1項f号)と、(2)財産の強制収用について所有者たる私人に補償を支払う憲法上の義務(憲法第31条)を基本権に関する規定のなかから削除したことである。ただし、後者については第300A条に移されており、これらの改正により私的所有権が破棄されたことを意味するわけではない。憲法上の財産権の規定をめぐる立法府・行政府と司法府の争いについては、安田信之「インド憲法における財産権」(大内 穂編『インド憲法の基本問題』) 87-136ページ；Basu, *Introduction to the……*, pp. 117-122を参照。
- (21) 憲法第12条によれば、「本編において、……国とは、インド政府と国会、ならびに、州のそれぞれの政府と立法府……を含むものとする」と規定されている。
- (22) ただし、連邦法の適用産業以外の産業については、州立法が存在すればそれに服し、また連邦法の適用項目以外については、例えば立地条件など、なお州法の規制が及ぶ。
- (23) 経済自由権の制限を定める第19条6項の合理的な制約は、「一般公衆の利益」のために課すことが認められる。これは連邦も州も含めた「国」が制約を課す場合である。一方、付表第7リスト1第52項の「公共の利益」は、「一般公衆の利益」のためという内容のみならず、州による統制を越えて連邦による統制が求められる場合にかかわり、まったく同じ概念とはいえないが、ここでは指摘するにとどめる。

- (24) 下山瑛二・佐藤 宏『インドにおける産業統制と産業許可制度』アジア経済研究所、1985年、18-19ページ、の整理によれば、(1)制約が合理的か否かを最終的に判断するのは裁判所である。(2)合理性の正確な基準は存在せず、ケースバイケースで判断される。(3)制約は手続き、実体の双方において合理的であることが求められる。(4)「国家政策の指導原則」において定められた目標を確保するため課せられた制約は、合理的な制約とみなされうる。(5)制約の合理性を主観的判断ではなく客観的判断により決定せねばならない。(6)合理的である制約は、立法目的に合理的な関係をもつものでなければならず、それゆえ「一般公衆の利益」という憲法第19条6項の目的は、合理的制約を判断する際の考慮事項として取り込まれる。(7)制約の合理性は当該法令の合理性ではなく、制約それ自体の合理性について判断される。
- (25) 国家政策の指導原則については、孝忠延夫「インド憲法における基本権の保障と国家政策の指導原則」(『関西大学法学論集』第43巻第1・2号、1993年) 229-280 ページを参照。
- (26) 憲法第37条は「本編に含まれる規定は、いかなる裁判所によっても強行されない。しかし、本編で定められた諸原則は、国の統治における基礎であり、これらの原則を、法を制定するにあたって適用することは国の義務である」と規定する。
- (27) 1971年憲法第25次改正により挿入された憲法第31c条は「指導原則」を具体化する法について規定する。「第13条に定められた内容にかかわらず、第四編で規定された諸原則のすべてまたはそのなかの一部を保障するためにとられた国家政策を実施する法律は、それが第14条または第19条により与えられた権利と両立せず、またはそれらの権利を除去若しくは制限するという理由で無効とみなされてはならない」。ただし、この条項の後半の「また、国家政策を実行するためのものであるという宣言を含む法律は、これらの政策を実施していないという理由で裁判所に訴えられることはない」という部分は *Kesavananda Bharati v. The State of Kerala* 判決 (A.I.R. 1973 S.C. 1641) において無効と判示されている。また、「第四編……あるもの」は1976年の第42次改正で「第39条b項c項に特記された原則」という文言に代えて置き換えられたものであるが、*Minerva Mills v. Union of India* 判決 (A.I.R. 1980 S.C. 1787) で無効とされている。
- (28) 国家政策の指導原則には、具体的には、5カ年計画や、産業政策にかかわる諸決議がある。
- (29) *Dr. K.R. Lakshmanan v. State of Tamilnadu*, A.I.R. 1996 S.C. 1153. 問題の条項を無効であると判示した。
- (30) それぞれの政策の定義ないし概念が問題であるが、ここでは、インド政府の発表した産業政策と貿易政策のそれぞれの内容を基準に法分野を分別する

にとどめた。

- (31) Government of India, *Statement on Industrial Policy*, 1991.
- (32) 本法につき以下のものを参照。*The Industries (Development and Regulation) Act, 1951 (Bare Act)*, Law Publishers (India) Pvt. Ltd., 1998; F.L. Berarwalla, *Industrial Licensing, Monopolies and Restrictive Trade Practices Law and Practice*, Jasmine Law Publishers, 1974, pp. 1-99. 邦文文献としては、下山・佐藤『インドにおける産業統制……』；上田純子「インドにおける経済自由化と企業法」(安田信之編『南アジアの市場化・法・社会』名古屋大学大学院国際開発研究科, 1997年) 142-145ページ。
- (33) 具体的に列挙すると、①武器、爆弾、軍備関連機器、軍用飛行機、戦艦、②原子力エネルギー、③原子力(製造および使用規制) 令1953に定められた鉱物、④鉄道運輸。
- (34) 適用対象となる品目を、行政措置により、非ライセンス化 (delicensing) し、また大分類化 (broadbanding) して狭めてきた。
- (35) 具体的に列挙すると、①アルコール飲料の蒸留、醸造、②タバコ、③電子航空宇宙ならびに防衛機器関連すべてのもの、④導火線、安全信管、火薬、ニトロセルローズ、マッチなどを含む産業爆薬、⑤危険化学薬品、⑥薬品(1994年9月に告示された修正薬品政策に従う)。
- (36) 小規模企業の定義などは、本法第11B条と第29B条により与えられた権限に基づいて工業省が策定した1991年4月2日告示にある。Notification No. S. O. 232(E)。その後、何度かの修正を経ている。
- (37) なお項目数は807であるが、削除された項目もあるので、実際はそれより少ない。
- (38) Reserve Bank of India, *Report of the Committee to examine the legal and other difficulties faced by banks and financial institutions in rehabilitation of sick industrial undertakings and suggest remedial measures including changes in the law (Tiwari Report)*, Bombay: RBI, 1984, India.
- (39) 本法につき以下のものを参照。“Misconceived and Unworkable—Sick Industries Bill,” *Economic and Political Weekly*, Vol.32, No.22, 1997, pp. 1243-1250; O. Goswami, *Corporate Bankruptcy in India— a comparative perspective*, Paris: OECD, 1996, France; H. P. S. Pahwa, *Sick Industries & BIFR 5th ed.*, New Delhi: Bharat Law House, 1998; P. S. Kaickner, *Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act*, Law Practice & Procedure, New Delhi: Taxmann Allied Services, 1998, V.S.Datey, supra note, pp.421-452, 邦文文献としては、日印調査委員会『インドにおける赤字企業対策の概要』(財)国際経済交流財団, 1996年。

- (40) したがって、個人企業、協同組合には適用はなく、またサービス産業などそれ以外の産業にも適用とならない。その場合には、従業員100人以上の企業については、解雇、事業所の閉鎖とも産業紛争法 (the Industrial Disputes Act, 1947) の適用を受ける
- (41) 委員長1人、委員2～14名であり、任命権限は中央政府にある。任期は5年であり、再任は禁止される。資格は、高等裁判所判事または同職相当の者、およびさまざまな分野で専門知識と15年以上の経験をもつ者とし、また労働組合の代表も任命される (第4条)。委員会の独立性を保つため委員には、判事相当の身分が保証され (第6, 7条)、その他 BIFR は民事法廷とみなされ、その審理は司法審査であるとされる (第14条)。さらに審理に関して、召還命令などの権限もつ (第13条)。
- (42) 合理的期間は、通常5～7年である。
- (43) 幹事機関には、公的金融機関が関係している場合、その機関が任命され、関係していない場合には、取引関係のある銀行が任命される。
- (44) そのポイントはもちろん再建コストであり、これについてはインド準備銀行が1991年に定めたガイドラインが目安となっている。
- (45) Ministry of Finance, *Report of the Committee on Industrial Sickness and Corporate Restructuring (Goswami Report)*, New Delhi: Government of India, 1993, India; Pahwa, *Sick Industries*……, pp. 408-588.
- (46) 詳しくは、拙稿「インドの倒産法制度と企業の事業破綻問題」(『アジアワールド・トレンド』第50号, 1999年10月) 24-27ページを参照。
- (47) 第1の産業政策声明は1948年に発され、生産の継続的増加を確保し、その公平な配分を保障することが国民経済にとって重要であると強調していた。この政策は漸次修正された。
- (48) ただし、一定の高度優先工業については74%まで認められ、100%輸出志向の会社の場合には、個々のケースに応じて74%以上認められていた。すべての外国投資は技術移転要素を含まねばならず、ケースバイケースの承認を必要とした。
- (49) 本法につき以下のものを参照。R. Swaminathan, *Law & Practice of FERA 3rd ed.*, New Delhi: Bharat Law House, 1996; V. S. Datey, *Students' Guide*……, pp.457-544; 上田「インドにおける……」146-150ページ。
- (50) 公共部門に留保される分野、産業ライセンスが必要とされる分野、小規模企業に留保される分野 (これへの投資は600万ルピーに制限され、ケースバイケースで認可される) で参入規制がある。
- (51) 金額ベースでは、外国投資の93%は、自動承認ではなく、外国投資促進委員会により与えられている。この点から、政府の主な目的は、債務を作り出さない外国資本の流入を拡大することであり、技術獲得や市場アクセスなど

- は二次的な目的であるとの指摘もある。
- (52) 独占関連法の憲法上の基礎は、国家指導原則、第39条 b 項と c 項である。
- (53) 本法につき以下のものを参照。Avtar Singh, *Law of Monopolies Restrictive and Unfair Trade Practices*, 3rd ed., Lucknow: Eastern Book Company, 1993; V.S. Datey, *Students' Guide*……, pp.545-614; S. L. Rao, “Towards a National Competition Policy for India,” *Economic and Political Weekly*, Vol.33, No.9, 1998, pp. M31-M36. 邦文文献としては、上田「インドにおける……」145-146ページ；安田信之『アジアの法と社会』三省堂, 1987年, 290-295ページ。
- (54) 大財閥には属していないが、ある一定の製品において「支配的」である事業者は新企業の設立を当該事業者が支配的である分野においてだけ抑制されるべきとの趣旨で、一定の場合を除いて、支配的事業者を第22条の適用対象から外した。
- (55) 旧第20条によると、第1の基準は、1 billion ルピー以上の総資産をもつ事業者であり、第2の基準は、支配的事業者（第2条 d 項）にかかわり、総資産 10million ルピー以上で、生産、管理、供給あるいは流通において市場占有率が25%以上のものである。
- (56) S. L. Rao, “Towards a National……,” pp.M35-M36.
- (57) 同法の制定以前は、1947年の資本発行（統制）法が規制根拠であったが、廃止された。
- (58) これは後に1991年8月13日の貿易政策声明にまとめられた。Government of India, *Statement on Trade Policy*, 1991.
- (59) 輸入統制は、第二次世界大戦の勃発に応じて導入された1940年のインド防衛規則（The Defence of India Rules）に始まり、戦後46年の緊急条令（the Emergency Provision）による期間延長を経て、同法に定められた。輸出統制が導入されたのも同じ頃であり、当初は海事関税法（the Sea Customs Act, 1878）が根拠法であったが、輸入統制と同様、後にインド防衛規則に基づいて規制され、輸出入（統制）法を根拠法とすようになった。当初、同法は3年間のみ有効の時限立法とされていたが、何度か延長され、71年に通常法となり、結局1992年まで存続した。
- (60) 本法の下で、いくつかの重要な行政立法が制定されている。外国貿易（規制）規則1993（the Foreign Trade (Regulation) Rules）は第19条に基づくもので、同法の施行規則である。外国貿易（一定の場合における規則適用の免除）令1993（the Foreign Trade (Exemption from Application of Rules in Certain Cases) order）は、第3条および第4条に基づく。
- (61) また金銀、通貨、銀行券等は輸出入統制法ではなく、FERAの規制対象とされていた。

- (62) ネガティブ・リストは3部からなる（禁止品目・制限品目・専売品目）。
- (63) 付表第1はさらに二つに分かれ輸出禁止品目と制限品目とがあった。その他、関税法、茶法、コーヒー法に基づき他の目的から輸出統制を加えている品目もある。
- (64) ネガティブリストは3部門からなる（禁止品目・制限品目・専売品目）。輸出ライセンスがいるのは制限品目であり、また専売品目の輸出についてはそれぞれの専売機関に申請することが必要である。
- (65) 例えば、輸出入を統制する手続きを合理化し、新しい輸入ライセンス制度を詳述し、貿易政策の大きな転換をもたらした1992—97輸出入政策は旧法第3条に基づいて発され、新法制定後その第5条に基礎づけられるとされた。この第5条は、「中央政府は、官報に掲載される告示によって、輸出および輸入政策をいつでも策定しまた発表することができ、また同様に当該政策を変更することができる」と規定している。すなわち、貿易政策の方向性は今後も従位立法に委ねられている。この点は、旧法時代にも問題となっており、最高裁は「白紙委任の法理」を緩く解することによって問題の条項は有効であるとしたが、批判もあった（*Bhatnagars & Co. Ltd. v. Union of India*, A. I.R. 1957 S.C. 478）。

また、命令に法的な効力があることには問題ないとしても、実務上最も重要な輸出入政策に法的な効力があるのか、という点は重要である。輸出入政策に定められた規定に対する違反につき裁判所による法の執行が担保されるのかという問題である。この点、輸出入政策に規定された条項を執行するために令状が認められたケースがある。

- (66) インドの特許法については、P. Narayanan, *Intellectual Property Law*, Calcutta: Eastern Law House, 1997; B. Debroy, “Intellectual Property Rights,” in B. Debroy and P. Shah eds., *Agenda for Change*, New Delhi: Rajiv Gandhi Institute for Contemporary Studies, 1998, pp.129, 145.
- (67) インドのアンチダンピング法については、Nilanjan Banik, *Antidumping Measures—an Indian Perspective*, New Delhi: Rajiv Gandhi Institute for Contemporary Studies, 1998.
- (68) *The Twenty-Seventh Annual Report—pertaining to the execution of the provisions of the Monopolies and Restrictive Trade Act, 1969 for the period from 1st January 1997 to 31st December 1997*, Government of India, Ministry of Law, Justice & Company Affairs, New Delhi: GOI, 1998, p. 13.
- (69) 参考文献は前掲注(52)に掲げたもののほか、B. Debroy, *Issues in Competition Policy*, New Delhi: Allied Publisheres Limited, 1998.
- (70) ただし、労働組合、軍事関連企業、原子力関連などは同法の枠外におかれ

ている。

- (71) 1991年の改革以後、道路、電力、港湾、通信などの民営化が試みられている。
- (72) インド証券取引委員会が株式の取得にかかわる一連の規則やガイドラインを発表している。これらは、透明性、情報開示の観点からの規制である。テイクオーバーにかかわる法も起草されている。
- (73) 当初は、独占的取引行為は独占企業のみにも適用されたが、1984年修正により独占企業の定義が削除され、制限的取引行為との差はますます曖昧になった。
- (74) 「(1984修正法) 目的および理由の陳述」(Statement of Objects and Reasons (1984 Amendment Act)) から要約すれば以下のごとくである。現在、MRTPAには不公正な取引慣行を規制する規定が含まれていない。イギリスにおいては、競争の維持を通じた消費者保護に関する法を包括的に改革し、今では反競争的、制限的、欺瞞的、不公正な取引慣行すべてを十分処理できる。事実、制限的慣行の影響からのみならず不公正な取引慣行からも、消費者が保護されねばならないという認識が、今や世界中で大きくなっている。本法案は消費者保護に関する新しい規定をMRTPAに盛り込もうとするものである。
- (75) B. Debroy, *Issues in*……, p.61.
- (76) Katarina Pistor and Philip A. Wellons, eds., *The Role of*……, pp.83-84.